

平成30年 第10回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成30年6月1日（金）
開会 午前11時00分 閉会 午前11時55分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 小西智恵子 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課長補佐 田村真知子
- 6 議 事
- (1) 議案第55号 京丹後市史跡整備検討委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - (2) 議案第56号 平成30年度京丹後市立学校評議員の解嘱について
 - (3) 議案第57号 京丹後市スポーツ推進委員の委嘱について
 - (4) 議案第58号 京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - (5) 議案第59号 京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - (6) 議案第60号 サンセットビーチフェス in Kyotango の開催に係る共催について
 - (7) 議案第61号 第138回埋蔵文化財セミナーの開催に係る共催について
 - (8) 議案第62号 平成30年度京都府公立小中学校事務職員研究会夏季研究大会の開催に係る後援について
 - (9) 議案第63号 京都府バレーボール協会創立90周年記念 京丹後市バレーボールフェスティバルの開催に係る後援について
 - (10) 報告第6号 平成30年度京丹後市学校給食献立作成委員会委員の委嘱について
 - (11) 報告第7号 平成30年度京丹後市教育支援委員会委員の委嘱について
- 7 その他
- (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る5月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課>

- ① 6月学校行事予定について
- ② 6月こども園・幼稚園・保育所行事予定について

<生涯学習課>

- ① 「くみはまカヌー交流大会 2018 (6/2)」について
- ② 「第15回京丹後市長杯争奪中学校野球大会 (6/2.3)」について
- ③ 「海の京都 TANTAN ロングライド 2018 (6/3)」について
- ④ 「第26回北近畿中学生ソフトテニス大会 (6/3)」について
- ⑤ 「第35回丹後地方小学生陸上競技大会 (6/3)」について
- ⑥ 「第9回京丹後市総合文化祭「総合作品展」 (6/16.17)」について
- ⑦ 「2018 サンセットビーチフェス in Kyotango U-23 ビーチバレーボールトーナメント (6/16.17)」について
- ⑧ 「峰山スポーツ祭典 (6/17)」について
- ⑨ 「大宮町体育大会 (6/17)」について
- ⑩ 「京丹後市視覚障害者交流研修会 (6/21)」について
- ⑪ 「京丹後市公民館連絡協議会総会・研修会 (6/25)」について
- ⑫ 「2018 サンセットビーチフェス in Kyotango 第1回 SUPA 西日本選手権大会 (7/1)」について

8 会 議 録 別添のとおり (全16頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成30年6月29日

教 育 長 吉 岡 喜 代 和

署 名 委 員 安 達 京 子

〔招集者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説明者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 小西智恵子 生涯学習課長 引野雅文

文化財保護課長 吉田 誠

〔書記〕 教育総務課長補佐 田村真知子

〈吉岡教育長〉

みなさんこんにちは。ただ今から、「平成30年 第10回京丹後市教育委員会定例会」を開催致します。

先週の丹後地方教育委員会連合会総会、今週は京都市町村教育委員会連合会総会と続けての会議、お疲れ様でした。

また、先ほどは島津小学校の視察、お疲れ様でした。

学校再配置は平成22年から取組みをはじめ、最初の再配置を行ったのが三津小学校と島津小学校でしたが、平成24年4月の再配置でしたので再配置後6年経過し、24年に1年生だった児童が今年度は中学1年となっていますので、三津小学校に在籍していた児童は、もう島津小学校にはいない状況です。寂しいように感じますが、今後も、他の学校でもそのような状況が出てきます。取組みをはじめた当初は、反対意見も多く出され大変でしたが、現在、再配置後の学校の地域からも特に批判的なことは聞いていませんし、むしろ、再配置をして良かったという感想を持たれている人の方が多いと考えています。これも、学校はもちろんですが、保護者や地域の皆さんの理解と協力があったものと感謝しているところです。現在の計画が32年度までのものとなっていますので、31年度から32年度にかけ、今までの取組みの検証を行い、児童・生徒数が更に減少してきていますので、将来の学校の在り方についてどうするのか判断が必要になってくると考えています。

既に新聞に出ましたのでご存じだとは思いますが、かねてから懸案事項となっていました途中ヶ丘陸上競技場の3種化について、整備を進めることとし、この6月議会に設計費等の補正予算を提案することとしています。予定している整備内容では、全天候型

トラックやインフィールド等の芝生化、電気計時等の設置に加え、トイレや管理棟へシャワー室等の設置などを予定しており、概算では6億円程度の事業費を伴うと考えています。多くの整備費を伴いますので、財源をスポーツ振興くじの補助や府の補助金を要望し、残については期間が延長された合併特例債を充てたいと考えており、現在、国や府に対し要望活動も行っているところです。整備については、31年度から32年度にかけて行いたいと考えていますし、スポーツ振興や子どもたちの競技力の向上と、大会等の誘致により多くの人に京丹後市に来ていただくように、また、経済効果を期待しており、競技団体等と協力しながら積極的な活用を行っていかねばいけないと考えているところです。

教職員の働き方改革については、勤務時間の削減のための取組みは行っていますが、京都府の教職員の働き方改革実行計画が3月に、京都府部活動指導指針が4月に示されましたので、本市においてもこれらを参考に、働き方改革実行計画を策定したいと考えており、現在、事務局内部で原案の作成と校長会への協議を行っているところです。原案の作成ができましたら、後日、教育委員会で審議をお願いしたいと考えています。

本日は、「京丹後市史跡整備検討委員会委員の解嘱及び委嘱について」をはじめ11議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願ひ致します。

<吉岡教育長>

それでは、平成30年第9回教育委員会（5月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

<吉岡教育長>

以上です。ご質問等ありましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは、本日の会議録署名委員の指名を致します。

安達委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第55号から57号の3議案は、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしということで賛同を得ましたので、議案第55号から57号については非公開と致します。

(非公開部分省略 議案第55号、56号及び57号について同意)

<吉岡教育長>

これより会議を公開とします。

<吉岡教育長>

次に、議案第58号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第58号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を説明させていただきます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、児童福祉法第34条の16の規定において、市町村が条例でその基準を定めることとされており、平成27年度の子ども・子育て支援新制度創設時に省令に準じて制定したものです。今回の改正は、地方分権改革について、地方の意見を取り入れ新たな取り組みを推進するために、平成29年の地方からの提案により採択され、国の行った改正に合わせて行うものです。

改正の要点は、一つめは家庭保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、当該家庭保育事業者等に代わって保育を提供する代替保育については、保育所、幼稚園又は認定こども園（「連携施設」）以外の保育を提供する事業者から確保できるようになったこと。二つめは家庭的保育事業における食事の提供及び食事の外部搬入について、居宅で保育が行われている家庭保育事業では、調理設備の確保が困難等の理由で、乳幼児への食事の提供が事業所内で調理して提供する方法では行われておらず、また、家庭的保育事業では個人事業主が約8割を占め、同一又は関連法人がないため外部搬入をすることが難しい状況であるため、市町村が認める事業者からの外部搬入を可能としています。三つめとしまして、食事は自園調理を原則としています。その経過措置期間を5年から10年としたことです。

また、今回の改正に合わせて、京丹後市条例の様々な表現に擦り合わせるような文言整理も同時に行っています。

改正文の内容について説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第7条の改正に伴い、第6条の第5項中「次条第2号」という表現があるのですが、「次条第1項第2号」と、引用している条文を明確にするという部分がまず一点目にあります。

第7条の保育所等との連携に2項と3項を加えています。これが、先ほど説明させていただいた、一つめの代替保育の対象拡大ということに関連する改正です。

次に、3ページになります。こちらの方も、第17条の食事の提供の特例というところになるのですが、第2項の第4号が加わったというところが、先ほど言わせていただいた、食事の提供及び外部搬入について示している箇所です。

そして第46条についても、先ほど少し説明させていただきましたが、引用条文を明確にするということで、「第7条第1号」というところを、「第7条第1項第1号」というふうに修正をさせていただいています。

附則になります。これは先ほど言いました京丹後市の他の条例の表現と合わせた部分でして、「行う者」のあとにカッコ書きで、「(次項において「施設等」という。)」を加えたというところ、「施行日」という表現を、「この条例の施行の日」というふうに修正をさせていただいたところになります。

最後のページになります。こちらの部分につきましては、先ほど言いました、期間の方を5年から10年に延ばすというところのために加えた改正になります。

附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行するということになっています。なお、承認をいただきましたら、6月議会に上程をさせていただくこととしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第58号の説明をさせていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈安達委員〉

勉強不足でよく分からないので教えてください。

家庭的保育事業というのは具体的にどのような事業なのか、保育所とかそういうものとは違うのですよね。京丹後市にはどれぐらいの数があつて、対象児はどのような子なのかとか、分からないので教えてください。

〈小西子ども未来課長〉

今、京丹後市に家庭的保育事業を担当している事業者はありません。そもそもこの事業は待機児童の解消であつたり、そういうことを目的につくられたものでありまして、家庭的保育事業所等の中には、家庭的保育事業を行う事業者というものがあつて、それは家庭的保育者の居宅とか、場所は他に設けることもあるかと思うのですが、その中で、市町村が行う研修をした保育士の下に保育を行うというのが家庭的保育事業になります。事業としては4つありまして、次に小規模保育事業というのは、これは利用定員が6人から19人以下の小さい保育施設で保育を行うというのがあつて、次に、居宅訪問型保育事業というものがあつて、保育士が、保育を必要とされている方のお家へ行って保育をするというのが居宅訪問型保育事業になります。そして、事業所内保育事業というのは、事業主が雇用する従業員のための保育をする施設の中に、知育や保育の必要な乳児たちも受け入れて事業を行う。この4つが家庭的保育事業等になります。

今回の代替保育のことにつきましては、この居宅訪問型保育事業については対象外ということになりますし、今まででしたら、連携施設の考え方が保育所等ということになっていましたので、こども園と幼稚園と保育所を連携施設ということでしたが、それだけでは、代替職員の病気や出産等で休んだ時に、なかなか保育士の確保が難しい、子どもの受け入れが難しいということがあつて、他の家庭的保育事業を行っている事業主さんからも、そういうふう子どもたちが保育を受けられる環境が拡大されるように改正がされたということです。

〈安達委員〉

今京丹後市では該当するものがないけれども、条例だけは作っておこうということで、条例が先にあるということですか。

〈小西子ども未来課長〉

そうです。この認可をするのが市になっていまして、もしも申請等がありましたら、うちの基準をしっかりと設けておく必要がありますので、27年に条例だけは作つてありまして、それを今回基準が改正されたことに伴いまして、うちも同じように条例の改正をさせていただいているということです。

〈吉岡教育長〉

法律改正があつてこの規定ができたのですが、その時にこの条例を議会に提案する時にも、京丹後市にないのだったら条例を作る必要はないだろうと議員の方から同じような質問がありました。実際はそうなのですが、今後、こういう事業者も出て来るかも分からないということで、条例は国に従つて作らせていただくということで、提案をさせてもらっています。

〈安達委員〉

わかりました。

〈吉岡教育長〉

それから、次長の説明にあつた、「第7条第1項第1号」は、第2項、第3項ができたので、第1項という規程が必要になつたということですね。

〈横島教育次長〉

はい。そういう意味です。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第58号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第59号「京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第59号「京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、児童福祉法第34条の8の2の規定において、市町村が条例でその基準を定めることとされており、平成27年度の子ども・子育て支援新制度創設時に省令に準じて制定をされたものです。今回の改正は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正され、施行されたことに伴い、省令との整合性を図るため、所要の改正を行うものです。

改正の要点を申し上げます。一つめは、放課後児童健全育成事業の放課後児童支援員は、現在でも教職員の免許を所有している者を該当条件としていますが、現在の「教諭となる資格を有する者」という表現では、教員免許の10年講習の受講が必要とも読み取れるため、現状の運用状況に合わせて明確化するものです。

二つめは、放課後児童健全育成事業に5年以上従事し、市長が適当と認めたものにも放課後児童支援員の資格を与えるというものです。

改正文の内容について説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第11条第3項第4号の表現ですが、現在は、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」という表現を、その横になります、「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」というふうに改正をさせていただきます。

それと、二つめに申し上げました部分に追加という形で第10号を加えています。「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」というのを追加させていただきます。こちらが先ほど言った要点の二つめに関する改正です。

施行期日については、附則で公布の日からとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

議案第59号の説明をさせていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

〈田村委員〉

もう一度説明をしていただきたいのですが、「教諭となる資格を有する者」と、「免許

法の免許状を有する者」との違いと、これによってどういうふうに変るのかというところをお願いします。

<横島教育次長>

大学等を出て教職課程を取っていれば、それぞれの資格の免許状はいただけます。その免許状を持って、実際学校の先生という職業に就けるかどうかというのは、都道府県の教員採用試験に受かった方が先生となって、今実際教壇の上に立っている。だから、免許を持っていてもそういうことをしていない人と、実際に先生になっている方がありますが、その免許状というのは、近年の法律改正で、教育環境も激しく変わっているので、10年経つと講習を受けないとその免許状は失効し、先生としての業務に就けないというふうになっています。今の学校の先生は必ず10年に一度は講習を受けて、その免許状の有効性を保たなければならなくなっているのですが、支援員の場合は、免許状自体は大学を卒業した時に出ているので、免許状を持っていたら良いというふうに、もともと運用とさせてもらっているのですが、「資格を有する」という言い方をすると、講習まで受けていないと免許状は有効でないというような捉え方にもなるので、現行と同じように、一度免許状を取得した方でしたら支援者になれるということで運用させていただいているので、それを明確化するということで、こういう表現の改正をさせていただいたということです。

お分かりいただけたでしょうか。

<吉岡教育長>

最初採用された時は講習はいらないのですよね。10年以上経った職員が10年の時に講習を受けなければいけないので、その講習を受けたことによって資格を持つということです。講習を受けなければ資格がなくなります。

<横島教育次長>

免許状はある。

<松本総括指導主事>

免許は失効しないけれども、教職に就くことはできなくなるということで、更新の講習を受けます。

<田村委員>

支援員は教職の資格がなくても、免許状を持っている方であればオッケーということ

ですね。

〈横島教育次長〉

はい。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第59号「京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第60号「サンセットビーチフェス in Kyotango の開催に係る共催について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

議案第60号「サンセットビーチフェス in Kyotango の開催に係る共催について」説明をさせていただきます。

この事業は、海の京都を象徴する京丹後市のビーチを活用したビーチスポーツ、ビーチライフ・イベントを開催し、将来を担う子供たちをはじめ、多くの方々に、美しい海の砂浜の大切さを伝えるとともに、年中にぎわう日本一の砂浜海岸づくりの推進、交流人口の増加及び地域の活性化を図るために開催されるものです。

この事業は2つの大会で構成されており、まず6月16日、17日には、網野町浜詰夕日ヶ浦海岸において、U-23、23歳以下のビーチバレーボールトーナメントが開催されます。これには男子チーム24チーム、女子チーム24チーム、計48のチームが国内各地から参加する予定で、日本トップクラスの競技を間近で見学できるほか、小学生以上の方が体験できる、ビーチバレースクールやスタンドアップパドルボードなど

の体験プログラムも、合わせて実施される予定です。

また、7月1日には、久美浜町の久美浜湾カヌーレーシング場で、第1回SUPA西日本選手権大会が開催されます。

この大会では、ロングディスタンス、テクニカルの2つの種目に、約100名の選手が参加する予定で、スタンドアップパドルボードの世界選手権への派遣選手選考会を兼ねるものとなっており、記念すべき西日本での第1回大会が、京丹後市で初開催されるというものです。

なお、来場者は、2つの大会で合計2,000名が見込まれています。

主催は、サンセットビーチフェス in Kyotango 実行委員会、共催として、京丹後市、京丹後市教育委員会、日本一の砂浜海岸づくり実行推進会議が予定されており、申請者は、サンセットビーチフェス in Kyotango 実行委員会 委員長 堀正実氏です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第60号の説明をさせていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第60号「サンセットビーチフェス in Kyotango の開催に係る共催について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第61号「第138回埋蔵文化財セミナーの開催に係る共催について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第61号「第138回埋蔵文化財セミナーの開催に係る共催について」説明をさせていただきます。

公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターでは、京都府内で行われた様々な発掘調査の研究成果を中心に史跡、埋蔵文化財に関する情報を分かりやすく発表し、府民に文化財に対する理解を深めていただき、文化財保護に寄与することを目的に埋蔵文化財セミナーを開催しています。本年度は「京都府の横穴墓ー横穴墓に葬られた人々ー」と題し、発掘調査の成果をもとに横穴墓の実態を明らかにします。横穴墓は、丘陵の斜面や崖などに横穴を掘った墓で、おもに古墳時代後期～飛鳥時代につくられます。京丹後市内では、大田鼻横穴群、佐坂横穴群などが有名です。内容は、「丹後地域における横穴墓群の様相」、「南山城地域の横穴墓群」の報告のあと、京都橘大学の一瀬和夫教授による「群集墳としての横穴墓群」と題した講演が行われ、最後に討論が行われることになっています。期日は平成30年6月16日(土)午後1時30分から午後4時30分、会場はアグリセンター大宮多目的ホール、午後1時から開場で聴講料は無料です。主催は京都府教育委員会、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター、申請者は同センター理事長 井上満郎氏です。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第61号の説明をさせていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第61号「第138回埋蔵文化財セミナーの開催に係る共催について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第62号「平成30年度京都府公立小中学校事務職員研究会夏季研究大会の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第62号「平成30年度京都府公立小中学校事務職員研究会夏季研究大会の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、京都府教育委員会並びに市町村教育委員会との緊密な連携のもとに、学校事務職員としての研究を深め、事務の改善及び事務職員としての資質の向上を図る事、また、学校事務職員としての見識と専門的力量を高めることを目的に開催しています。

内容は、開会行事、活動報告、講演、行政説明、分散会となっています。

主催は京都府公立小中学校事務職員研究会、期日は平成30年8月17日(金)午前10時から午後5時、会場はアグリセンター大宮、申請者は同研究会担当校長 京丹後市立長岡小学校吉岡俊子氏、同研究会長、京丹後市立峰山中学校平林宏通氏の両名となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

議案第62号の説明をさせていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第62号「平成30年度京都府公立小中学校事務職員研究会夏季研究大会の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第63号「京都府バレーボール協会創立90周年記念 京丹後市バレーボールフェスティバルの開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第63号「京都府バレーボール協会創立90周年記念 京丹後市バレーボールフェスティバルの開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この大会は、京都府バレーボール協会が創立90周年を迎えられたことを機に、京丹後市内の小学生から一般社会人に至るバレーボール愛好者が一堂に集い、交流することにより、京丹後市内の一人ひとりと地域が、「光り、輝くまちづくり」に貢献すると同時に、バレーボールの発展と競技力向上を図るために開催されるものです。

大会は、8月18日、19日の2日間、弥栄社会体育館で開催され、6人制、9人制の2種目で、小学生、中学生、高校生、一般男子、一般女子、ママさんの6部門に、23団体の参加が予定されています。

主催は、京丹後市バレーボール協会、後援は、京丹後市教育委員会、京丹後市体育協会、京都新聞社が予定されています。

申請者は、京丹後市バレーボール協会 会長 橋本 登氏です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第63号の説明をさせていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第63号「京都府バレーボール協会創立90周年記念 京丹後市バレーボールフェスティバルの開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、報告第6号「平成30年度京丹後市学校給食献立作成委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

報告第6号「平成30年度京丹後市学校給食献立作成委員会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

京丹後市学校給食献立作成委員会は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資することを踏まえ、学校給食の献立その他の学校給食の内容について必要な事項を協議するために設置しています。

設置要綱の第3条の規定に基づき、平成30年4月1日付けで別紙一覧の通り委員を委嘱しましたので、報告させていただきます。

任期は、平成31年3月31日までとしています。

人事案件であるため、事前にご審議いただくべきものですが、関係機関からの推薦により委嘱、任命を行っておりますので、今定例会の報告とさせていただきました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

報告第6号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、報告第7号「平成30年度京丹後市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<横島教育次長>

報告第7号「平成30年度 京丹後市教育支援委員会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

障害のある児童等に対し、発達や障害の実態に応じた就学指導及び教育的支援に関する調査等を行うため、京丹後市教育支援委員会を設置していますが、この規則の第3条の規定に基づき、平成30年4月1日付で別紙一覧のとおり委員を委嘱しましたので、報告をさせていただきます。

任期は、平成31年3月31日までです。

人事案件であるため事前に審議いただくべきものですが、例年、関係機関からの推薦により委嘱を行っておりますので、今定例会の報告とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

報告第7号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了致しました。

続いて、4のその他ということで諸報告、各課報告を順次お願い致します。

(1) 諸報告

〈横島教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る5月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課〉

- ① 6月学校行事予定について
- ② 6月こども園・幼稚園・保育所行事予定について

〈生涯学習課〉

- ① 「くみはまカヌー交流大会 2018(6/2)」について
- ② 「第15回京丹後市市長杯争奪中学校野球大会(6/2.3)」について
- ③ 「海の京都TANTANロングライド 2018(6/3)」について
- ④ 「第26回北近畿中学生ソフトテニス大会(6/3)」について
- ⑤ 「第35回丹後地方小学生陸上競技大会(6/3)」について
- ⑥ 「第9回京丹後市総合文化祭「総合作品展」(6/16.17)」について
- ⑦ 「2018 サンセットビーチフェス in Kyotango U-23 ビーチバレーボールトーナメント(6/16.17)」について
- ⑧ 「峰山スポーツ祭典(6/17)」について
- ⑨ 「大宮町体育大会(6/17)」について
- ⑩ 「京丹後市視覚障害者交流研修会(6/21)」について
- ⑪ 「京丹後市公民館連絡協議会総会・研修会(6/25)」について
- ⑫ 「2018 サンセットビーチフェス in Kyotango 第1回SUPA日本選手権大会(7/1)」について

〈吉岡教育長〉

全体を通して、何かご質問等がありませんか。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

以上で第10回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

〈閉会 午前11時55分〉

[7月定例会 平成30年7月4日(水) 午後3時30分から]